

## 2月10日静岡県国土利用計画審議会 議事録

### (司会)

定刻となりましたので、ただいまから、「令和3年度静岡県国土利用計画審議会」を開催いたします。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めます、政策推進局総合政策課の金原です。

今回の審議会は、新型コロナウイルス感染症状況を踏まえ、WEB開催とさせていただいております。

まず、委員の皆様の出席状況についてですが、当審議会委員16名のうち、15名の皆様の御出席をいただいております。静岡県国土利用計画審議会条例第7条第3項の規定による定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

はじめに、今回から新しく当審議会の委員に御就任いただきました8名の皆様を御紹介いたします。

長泉町長 池田修 委員でございます。

常葉大学社会環境学部教授 池田浩敬 委員でございます。

県バス協会会長 川井敏行 委員でございます。

県商工会連合会専務理事 窪田賢一 委員でございます。

県不動産鑑定経協会元会長 佐野雅彦 委員でございます。

県農業会議常設審議委員 鈴木緑 委員でございます。

県地域女性団体連絡協議会副会長 田村ひさ子 委員でございます。

下田市長 松木正一郎 委員でございます。

本来ならば、委員の皆様全員の御紹介を行うところではありますが、時間の都合もございますので、誠に勝手ながら、お手元にお配りしてあります、委員名簿をもって御紹介に代えさせていただきます。

本日の審議会は、「国土利用計画審議会における会議の公開実施要綱」に基づき公開いたします。また、会議録につきましても、委員の皆様にご確認いただいた後に公開いたしますので御承知置き願います。

委員の皆様にはお願いです。音声設定についてですが、発言しないときは、音声設定をミュートにしてください、発言する際に音声設定をONにするようお願いいたします。

それでは、審議会開催に当たりまして、政策推進担当部長の天野から御挨拶を申し上げます。

### (天野部長)

県政策推進担当部長の天野でございます。静岡県国土利用計画審議会の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。本審議会は、国土利用計画法に基づきまして、県土の利用に関する基本的な事項や土地利用に関する重要事項を審議していただくことを目的として、16名の方々に委員をお願いしているものであります。本日の審議会では、「静岡県土地利用基本計画図の一部変更」について御審議をお願いいたします。土地利用基本計画に基づく農業地域、森林地域の変更が今回14件生じておりますので、御意見を賜りたいと考えております。

また、本年は、平成29年に策定した第5次県国土利用計画の中間年に当たります。本日は、県国土利用計画の進捗状況につきましても、報告いたします。さらに、人口減少問題に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大や、自然災害の激甚化・頻発化、デジタル化の急速な展開、カーボンニュートラルの取組の加速化など、急激な状況変化を背景に、全国計画の次期国土形成計画の検討が始まっており、県の次期国土利用計画にも影響する国の動向につきましても報告いたします。

これら報告事項につきましても、御意見を賜り、本県の適正な土地利用の推進に活かしてまいりたい

と考えております。

限られた時間ではございますが、委員の皆様には、御専門の立場から、また、幅広い見地から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

#### **(司会)**

それでは、議事に入ります。まず、議事(1)の会長の選任についてです。

今回、委員改選後、初めての審議会となりますので、会長を選任いただく必要があります。

選任方法については、審議会条例第4条の規定により、委員の互選によってこれを定めることとされておりますので、委員の御協議をお願いいたします。

#### **(川口委員)**

川口です。よろしく願いいたします。長らく元袋井市長の原田さんに会長を務めていただいておりますが、その後継である下田市長の松木委員をお願いしてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

#### **(委員)**

異議なしの声

#### **(司会)**

ご賛同をいただきましたので、松木委員に会長をお願いいたしたいと存じます。

それでは、松木委員どうぞよろしく願いいたします。早速で恐縮ですが、ご挨拶をお願いいたします。

#### **(松木会長)**

下田市長の松木でございます。小さな人口2万人の伊豆半島の先からまいりました。このような大役は大変恐縮でございます。前回まで、袋井市の原田前市長が高い見識でこの審議会をリードなさったと伺っています。まだまだ力不足なものですから、何卒皆様の御指導をいただきますようお願い申し上げます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

#### **(司会)**

ありがとうございました。次に、本審議会条例第4条第3項の規定に「会長に事故があるときは、会長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する」とことと定められておりますので、松木会長に会長代理の指名をお願いいたします。

#### **(松木会長)**

会長代理につきましては、今まで町村会の代表の委員をお願いしてきているようですので、町村会を代表している長泉町長の池田修委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

#### **(池田修委員)**

よろしく願いいたします。

#### **(司会)**

では、審議会条例の定めにより、以後の議事進行につきましては会長に議長をお願いいたします。

#### **(松木会長)**

それでは、早速、議事に入ります。本日は次第にありますとおり審議事項が資料1にあります。林地開発許可案件について報告事項として資料2があります。それ以外に報告事項が2件あり、資料3と資料4です。資料3と資料4が非常に興味深いので、皆様の活発なご意見を頂戴できればと思います。それでは、「静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について」について事務局から説明をお願いします。

## （事務局）

総合政策課フロンティア推進室長の好田です。令和3年度静岡県土地利用基本計画図の一部変更の案につきまして、ご説明します。座って説明をさせていただきます。

ペーパーで用意した資料、または画面で資料を共有しますので、そのどちらかをご覧ください。初めに、資料1-1をご覧ください。変更にあたる国との協議資料でございます。本日の審議案件は、3枚目（2）変更地域別概要に記載のとおり農業地域の拡大1件、農業地域の縮小1件、森林地域の拡大4件、林地開発の完了に伴う森林地域の縮小8件の計14件についてです。それでは、概要につきましては、資料1-2でご説明します。

個別案件の説明の前に、今年度新たに委員に御就任いただいた方がいますので、国土利用計画の体系等について説明をさせていただきます。各スライドの右下にページ番号がふってあります。

左下の2ページです。国土計画制度につきましては、国土の整備開発といったものに主眼をおいた国土形成計画と、国土の保全管理を主目的とする国土利用計画が両輪となって、国土の計画的な活用を共通目標として、均衡ある持続可能な国土の発展を目指すものであります。フロー図の真ん中やや上にあります国土利用計画につきましては、全国計画、県計画、市町村計画の三層構造になっており、県計画は全国計画を基本に、市町村計画は県計画を基本に策定することで、これらの計画が相互に連携しながら、計画的・効果的な土地利用の実現を図っていくことを目的としております。

右上、3ページ、土地利用基本計画の位置付けについてです。県土地利用基本計画は、県土地利用の基本方針を定めた県の国土利用計画を基本に策定しております。県の国土利用計画や土地利用基本計画は、都市計画法や農振法、森林法等の土地利用に関する各種法令の上位計画として、県レベルの土地利用の調整と大枠の方向を示す総合調整機能を果たす役割を持っております。

右下、4ページ、土地利用基本計画の構成についてです。土地利用基本計画は、土地利用に関する基本原則や調整方針を定めた計画書と、都市地域や農業地域などの5地域について、その区分を図面表示した計画図から構成されます。計画書についてはおおむね10年ごとに、計画図につきましては、社会情勢の変化等により必要に応じて変更を行うこととなっております。

次の5ページをお願いします。土地利用基本計画と個別規制法との関係についてです。土地利用基本計画については、個別規制法の運用に当たって総合的な土地利用の基本方針や調整方針を示す行政指針としての役割と、個別規制法に則した5地域の区分を包括的に管理する役割の2つの機能を主に担っております。

左下、6ページ、土地利用基本計画の変更手続の流れについてご説明します。社会情勢の変化等による計画図の変更を行う必要が生じた場合には、まず、個別規制法の運用状況等を把握した上で、県関係部局内で総合的な調整を行います。変更することが適当であると判断した場合には、国や市町の意見を聞き、関係法令に則した調整を行うこととなります。その結果、変更することが適当であると判断した場合には、本審議会による審議を踏まえて計画図の変更を行います。原則的にはこうした手続を経て、個別規制法による区域区分や諸計画の変更を行うこととなります。

右上の7ページをお願いします。地域区分別の土地利用基本計画図の変更手続きの考え方についてご説明します。先ほど申しましたとおり、基本的には、各個別法の計画の区域区分の変更を行う前に土地利用基本計画図の変更を行います。都市地域や農業地域、自然公園地域等については、土地利用基本計画図の変更を行った上で、個別法に基づき市街化区域等への変更を行い、その後、開発行為等が行われることとなっております。ただし、森林地域の場合は、林地開発行為について開発許可基準に基づき個別法の審議会にて審議・許可し、適正な工事執行が図られた後に、地域区分の変更を行うこととなります。森林地域についてのみ他の地域区分と手続きが異なるのは、他の法による規制の網が弱いた

めに、先に森林区域を除外すると森林法の適用除外となってしまうため、転売や乱開発等が進む危険があり、これを防止することを目的としているものです。森林法に、森林の現況に変動があった場合に計画を変更できると規定されているため、法に則した運用がされているものであります。しかしながら、本審議会では事後承認という形になるために、開発許可の段階で本審議会に報告して、ご意見をいただくこととしております。本日の報告案件は4件ございます。また、開発後であっても、周辺環境への配慮等について本審議会からご意見をいただいた場合は、県担当部局にて必要な改善措置等を講じるなどの対応に努めてまいります。

右下、8ページです。本審議会においては、1（1）～（3）の審議を行います。今回は（2）県土地利用基本計画の変更であります。計画図の変更に伴い審議する審議事項と主要な案件を2に列記しております。審議は1ヘクタール以上の地域区分の変更を対象としております。このうち、今回の変更案件は①～④になります。

次の9ページをお願いします。今回の審議案件となる計画図変更に伴う個別案件の調整方針の考え方についてご説明します。初めに、農地造成等に伴う農業地域の拡大についてです。

左下、10ページです。個別法では、農業地域の拡大にあたっては、市街化区域及び用途地域以外の都市地域、森林地域等との重複が可能です。今回の農業地域の拡大にあたっては都市地域と森林地域は拡大しないため、これらの区分に変更はありません。計画図の変更後は、個別規制法による区域区分の変更を行い、都市地域、森林地域に加えて農業地域としての土地利用規制が図られることとなります。

右上の11ページをお願いします。市街化区域または用途地域の拡大に伴う農業地域の縮小についてです。

右下、12ページ、個別法では、市街化区域または用途地域の拡大に当たっては、農業地域とは重複できない基本原則がありますので、これに合わせて農業地域を縮小することとなります。都市地域については、都市計画区域を外枠としているため、地域区分の変更は生じないこととなります。計画図の変更後は、個別規制法による区域区分の変更を行い、市街化区域または用地地域としての土地利用規制が図られることとなります。

次に、13ページをお願いします。昭和49年に地域森林計画の対象外となった森林地域の拡大についてです。

左下、14ページ、現在の運用では、林地開発許可の工事が完了してから森林地域を縮小していますが、昭和49年10月31日に施行された改正森林法は、林地開発許可制度を創設するものであり、同時にその対象となる地域森林計画対象森林を森林法第5条に定めるものであります。50年近く前のことであることから、推察ではございますが、既に開発行為が行われている区域及び改正法の施行日までには開発行為に着手すると見込まれる区域については、土地利用の動向からみて、森林として利用することが相当ではないことから、法施行前の昭和49年8月27日に地域森林計画を一斉に変更し、地域森林計画対象森林の対象外としたものと考えられます。地域森林計画については、5年ごとに10年を一期として樹立することとなっており、県内4つの計画区のうち、本年度は伊豆計画区について見直しを行っております。当時、対象外としたものの、諸事情で開発が行われず、現況が森林である区域については、森林として適正な土地利用を図る必要があります。今回の計画見直しで現況を反映するものでございます。その他の富士計画区、静岡計画区、天竜計画区についても、次回の見直し、具体的には令和5年度から7年度に行う予定であります。

次に、15ページをお願いします。林地開発に伴う森林地域の縮小についてです。

左下、16ページ、森林地域の縮小は、森林法による地域森林計画の変更に合わせて土地利用基本計画図を変更いたします。これは、事業が完成するまでに森林法による規制を講じておくため、完了した段階で計画を変更することとし、全国的に運用しているものでございます。このため、当審議会の対応としまして、先ほども申しましたが、まず、①林地開発許可の段階で報告を行うこととし、その後、②林地開発行為の事業が完了し、区域が確定した上で、個別法の地域森林計画を変更する段階において、審議事項としてお諮りし、計画図の変更を行うこととなります。

次の17ページをお願いします。ご審議いただく個別案件の説明に入ります。14件、一括してご説明

します。

初めに、整理番号1、伊豆市の農業地域の拡大についてです。本案件は、伊豆市の20箇所に点在する都市地域、森林地域、自然公園地域が重複する701ヘクタールの区域となります。伊豆市は、世界農業遺産の認定を受けた静岡水わさび伝統栽培の豊石式栽培発祥の地で、豊富な湧き水を利用し、栽培面積、生産量ともに全国一を誇っております。また、伊豆市では令和元年度に、伊豆市わさびの郷構想を策定し、わさび生産やわさびを活用した地域振興を推進していくこととしております。当該地区は、これまでもわさび栽培が行われていた地域でありましたが、農業地域にはなっておりませんでした。この狩野川水系の最上流部に位置するわさび田を、周辺のわさび田とともに、わさび生産による農業振興を図るため、農業地域を拡大するものでございます。右上の写真のような、清らかな湧き水の出る谷合の地形を利用して階段状のわさび田が作られており、周辺は自然環境豊かな森に囲まれております。当該20箇所の区域は、主に民有林や国有林などの森林地域でわさび栽培が行われている区域であります。現況がわさび田と森林であるので、農業地域の拡大に伴う土地利用への影響がないものと考えております。

右下、変更区域は赤色の実線と番号が併記された範囲で合計701ヘクタールとなります。この赤枠の区域は、わさび田に水を供給する集水範囲としており、このうち実際のわさび田は13ヘクタールほどとなっております。変更後は、農業地域、都市地域、森林地域、一部で自然公園地域が重複した区域となります。

次の21ページをお願いします。

整理番号2、静岡市の農業地域の縮小についてです。本案件は、JR静岡駅から南東へ約3.5kmに位置する市街化調整区域、農業地域、都市地域が重複した約56ヘクタールの区域となります。当該区域は、周辺を市街化区域に囲まれた中抜き市街化調整区域の一部で、令和元年9月に供用開始された東名高速道路日本平久能山スマートインターチェンジに接するなど、良好な道路交通環境を活かして、土地利用の飛躍的な向上が見込まれております。当該区域は、ふじのくにフロンティア推進区域の一部でもあり、静岡市の持続的発展や人口の維持を図るため、交流エリアに位置づけて、市外の来訪者を静岡ファンにしていけるような魅力あるスポーツ施設や観光農園、魅せる工場などの交流施設と、居住が一体となったエリアとして整備を図ることとしております。令和2年7月に土地区画整理事業の準備組合を設立して準備を進めており、今後、土地区画整理事業により、確実に産業系と住宅系の土地利用に供される見込みの区域であり、既存市街地と連携した総合的な土地利用により地域振興の推進を図ることから、当該区域を市街化区域へ編入し、それに伴い、農業地域の縮小を行うものであります。事業期間は令和4年度から令和20年度までの予定です。

右上、航空写真の黄色線枠内が、農業地域の縮小区域になります。区域内は、住宅地等が点在するため、移転が必要な住宅は、居住エリアの3.5ヘクタール内に移転・集約します。また、道路、排水路により分断され、集団性には欠けているものの、水田や畑などとして利用されております。50年近く、農業の公共投資は行われておらず、農業生産力が特に高い農地ではありませんが、営農を継続される方に対しては、永続農業エリアと当面営農エリアに6ヘクタールを確保して、移転・集約を図ることとしております。農業上の利用との調整が図られており、農地利用に対する影響は小さいことから、都市的な利用を認めるものと考えております。

右下の計画図の変更区域は黄色の実線の範囲です。変更後は、都市地域単独の区域となります。

25ページをご覧ください。

整理番号3及び4、河津町の森林地域の拡大についてです。整理番号3は伊豆急河津駅から西に約3kmに位置する河津町逆川地区の59ヘクタールで農業地域単独の区域となります。整理番号4は伊豆急河津駅から南に約3kmに位置する河津町縄地地区の27ヘクタールで、都市地域、農業地域、自然公園地域が重複する区域となります。先ほど、土地利用計画図の変更手続きでご説明しました、昭和49年改正森林法において、法律施行日までに開発行為に着手することが見込まれていたことから、地域森林計画の対象森林の対象外とした区域となります。いずれも民間事業者が別荘地として実施する予

定であった事業が廃止されたため、現況は森林のままの状況となっております。伊豆計画区の森林計画の見直しにおいて、このような案件が判明したもので、現況森林の箇所においては、森林としての利用・保全を図る必要があるため、森林地域へ編入するものであります。なお、森林地域の区域拡大にあたっては、関係する林野庁や河津町と協議済みであります。

右上の航空写真の黄色実線枠内が森林地域を拡大する区域となります。区域内が森林のまま現存し、周辺も森林となっていることが分かるかと思えます。

右下、計画図の変更区域はピンク色実線の範囲です。変更後は、現況の区域区分に森林地域が加わることとなります。

29ページをご覧ください。

整理番号5、河津町の森林地域の拡大についてです。本案件は、伊豆急河津駅から南に約1kmに位置する、都市地域、農業地域、自然公園地域が重複する12ヘクタールの区域となります。この区域も整理番号3と4と同じく、昭和49年改正森林法において、地域森林計画の対象森林の対象外とした区域となります。先ほどの案件と異なる点は、民間事業者が別荘地として事業を実施しております。昭和46年から49年に事業は実施して完了したものの、一部が縮小され、開発されなかった現況森林の箇所について、森林としての利用・保全を図る必要があるため、森林地域へ編入するものであります。

右上、航空写真の黄色実線枠内が森林区域の拡大区域となります。また、白色破線で囲った箇所が別荘開発事業を実施した区域となります。周辺は概ね山林となっております。

右下、計画図の変更区域はピンク色実線の範囲です。変更後は、現況の区域区分に森林地域が加わることとなります。

33ページをご覧ください。

整理番号6、伊東市の森林地域の拡大についてです。本案件は、JR伊東駅から南に約2kmに位置する都市地域、農業地域が重複する2ヘクタールとなります。この区域も整理番号5と同じく、民間事業者が別荘地として昭和47年から昭和48年に事業を実施し、完了したものの、開発されなかった現況森林の箇所について、森林としての利用・保全を図る必要があることから、森林地域へ編入するものであります。

右上、航空写真の黄色実線枠内が森林区域の拡大区域となります。また、白色破線で囲った箇所が別荘開発事業を実施した区域となります。

右下、計画図の変更区域はピンク色実線の範囲です。変更後は、現況の区域区分に森林地域が加わることとなります。

次の37ページをお願いします。

整理番号7、下田市における森林地域の縮小についてです。本案件は、伊豆急下田駅から南西に約5kmに位置する都市地域、森林地域が重複する3ヘクタールの区域となります。本区域は、エイト株式会社が事業主体となって、太陽光発電施設の設置を行ったものであり、整備が完了したことにより、3ヘクタールの森林地域を縮小するものであります。当該施設の発電出力は1.75MWとなります。なお、開発行為に当たっては、林地開発許可の審査基準に基づき森林率56.7%を確保するなど、防災対策や環境保全対策が適切に実施されております。

右上、航空写真の黄色実線枠内の3ヘクタールが森林地域を縮小する区域となっております。区域の東側には住宅、周辺は山林が広がっております。

右下、計画図の変更区域は黄色実線の範囲です。変更後は都市地域と農業地域が重複した区域となります。

次の41ページをお願いします。

整理番号8、牧之原市における森林地域の縮小についてです。本案件は、御前崎港から北西に約3キロに位置する森林地域、都市地域、農業地域が重複する6ヘクタールの区域となります。有限会社

新日邦が事業主体となって、太陽光発電施設の設置を行ったものであり、整備が完了したことにより、6ヘクタールの森林地域を縮小するものであります。当該施設の発電出力は13.3MWとなります。なお、開発行為に当たっては、林地開発許可の審査基準に基づき森林率31.4%を確保するなど、防災対策や環境保全対策が適切に実施されております。

右上、航空写真の黄色実線枠内の6ヘクタールが森林地域を縮小する区域となっております。周辺は農地や森林が広がっており、東側には太陽光発電施設が設置されております。

右下、計画図の変更区域は黄色実線の範囲です。変更後は都市地域と農業地域が重複した区域となります。

次の45ページをお願いします。

整理番号9伊東市における森林地域の縮小についてです。本案件は一碧湖の南に位置する森林地域、都市地域、農業地域、自然公園地域が重複する7ヘクタールの区域となります。本区域は、民間事業者が昭和46年～60年頃にかけて、別荘地の整備が行われたものであり、形質が変更された7ヘクタールの森林地域の縮小を行うものです。なお、本案件は、森林調査に伴い判明した事案で、区域変更について林野庁や伊東市との協議が済んでおります。

右上、航空写真の黄色実線枠内の7ヘクタールが森林地域を縮小する区域であります。周辺は一碧湖のほか、別荘地や森林が広がっています。

右下の計画図の黄色実線の範囲が変更区域です。変更後は、都市地域、農業地域、自然公園地域が重複した区域となります。

次の49ページをお願いします。

整理番号10、富士宮市における森林地域の縮小についてです。本案件は、JR身延線富士宮駅から北に約12キロに位置する森林地域、都市地域、農業地域が重複する4ヘクタールの区域となります。本区域は、株式会社アマダが事業主体となって、工場と駐車場の設置を行ったものであり、整備が完了したことにより、4ヘクタールの森林地域の縮小を行うものです。なお、開発行為に当たっては、林地開発許可の審査基準に基づき森林率81.5%を確保するなど、対策が適切に実施されております。

右上、航空写真の黄色実線枠内のうち、工場など4ヘクタールが森林地域を縮小する区域です。周辺は主に森林が広がっています。

右下の計画図の黄色実線の範囲が変更区域です。変更後は、都市地域、農業地域が重複した区域となります。

次の53ページをお願いします。

整理番号11、伊豆の国市における森林地域の縮小についてです。本案件は、伊豆箱根鉄道韮山駅から東に約2.5kmに位置する森林地域、都市地域、農業地域が重複する1ヘクタールの区域です。本区域は、伊豆の国市が事業主体となり、火葬場の設置を行ったものであり、整備が完了したことにより、1ヘクタールの森林地域の縮小を行うものです。なお、開発行為に当たっては、林地開発許可の審査基準に基づき森林率56.0%を確保するなど、対策が適切に実施されております。

右上、写真の黄色実線枠内の1ヘクタールが森林地域を縮小する区域であります。周辺は森林が広がっています。

右下の計画図の黄色の実線の範囲が変更区域です。変更後は、都市地域と農業地域が重複した区域となります。

次の57ページをお願いします。

整理番号12、御殿場市における森林地域の縮小についてです。本案件は、JR御殿場線御殿場駅から西に約4.3kmに位置する森林地域、都市地域、農業地域が重複する約3ヘクタールの区域になります。本区域は、ふじのくにフロンティア推進エリアの新拠点区域に認定されており、御殿場市小山町土地開発公社が事業主体となって工業団地造成を行い、整備が完了したことにより、3ヘクタールの

森林地域の縮小を行うものです。なお、開発行為に当たっては、林地開発許可の審査基準に基づき森林率25.2%を確保するなど、対策が適切に実施されております。

右上、写真の黄色実線枠内の3ヘクタールが森林地域を縮小する区域であります。周辺は、農地や工場、森林になります。

右下の計画図の黄色実線の範囲が変更区域です。変更後は、都市地域、農業地域が重複した区域となります。

次の61ページをお願いします。

整理番号13、小山町における森林地域の縮小についてです。本案件は、JR御殿場線駿河小山駅から北西に約3.5キロに位置する森林地域、都市地域、農業地域が重複する19ヘクタールの区域となります。本区域は、ふじのくにフロンティア推進区域に指定されており、小山町が事業主体となって、工業団地造成を行い、整備が完了したことにより、19ヘクタールの森林地域の縮小を行うものです。なお、開発行為に当たっては、林地開発許可の審査基準に基づき森林率28.4%を確保するなど、対策が適切に実施されております。

右上、写真の黄色実線枠内の19ヘクタールが森林地域を縮小する区域であります。周辺は変電所や太陽光発電施設、工場等の事業場に囲まれています。なお、ピンク色の線のように新東名高速道路が高架で通過する予定となっています。

右下の計画図の黄色実線の範囲が変更区域です。変更後は、都市地域、農業地域が重複した区域となります。

次の61ページをお願いします。

整理番号13、浜松市西区における森林地域の縮小についてです。本案件は東名高速道路浜松西インターチェンジから南西に約3キロに位置する森林地域、都市地域、農業地域が重複する1ヘクタールの区域となります。

本区域は、藤野建設株式会社が事業主体となって、土砂を採掘し、その跡地を農地として造成するものであり、整備が完了したことにより、1ヘクタールの森林地域の縮小を行うものです。なお、開発行為に当たっては、林地開発許可の審査基準に基づき森林率27.9%を確保するなど、対策が適切に実施されております。

右上、写真の黄色実線枠内の1ヘクタールが森林地域を縮小する区域です。周辺は農地や森林に囲まれています。写真の黄色線内の19ヘクタールが森林地域を縮小する区域であります。

右下の計画図の黄色実線の範囲が変更区域です。変更後は、都市地域と農業地域が重複した区域となります。

以上で、令和3年度静岡県土地利用計画図の一部変更案について説明を終わります。ご審議をお願いいたします。

#### **(松木会長)**

事務局から14件の説明がありました。ここで、皆様から御意見と御質問をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。池田委員お願いいたします。

#### **(池田浩敬委員)**

初めて出席します。日本平のインターチェンジ周辺築で市街化区域に編入するとのことですが、一般論として言えば、人口減少の中で、市街化区域を拡大することは、どうなのかということと、都市計画な基本的なこととしてコンパクト化が言われている中で、実際は人口が増加していた時代のインフラ整備に伴う周辺開発という同じ手法が、例えば新東名のインターチェンジ周辺やスマートインターチェンジ周辺で同じように行われています。

ここだけではないですが、土地利用の大きな方針として、ここは人口が減少しても市街化区域を広



げなければならないという、要は、人口減少時代のゼロサムゲームではないですが、中心市街地の空洞化とか、市街化区域内での工業団地でも抜けていく状況の中で、全体のバランスがとれているのでしょうかと思いました。意見と感想です。

**（松木会長）**

貴重な御意見ありがとうございます。（資料1-2の）22ページに、フロンティア推進区域とあります。事務局で補足説明をお願いいたします。

**（事務局）**

県の国土利用計画中で、「コンパクト＋ネットワーク」を方針として掲げています。「フロンティアを拓く取組」では、沿岸都市部のリノベーション、内陸高台のイノベーションということで、インターチェンジ周辺についてはその立地の優位性から、拠点整備を行っており、静岡市が取り組む推進区域に指定しています。長期的な10年間の土地利用の目標の中に、フロンティア推進区域のこれらの工業団地を、増加分として見込んでおります。その他今委員がおっしゃったように拡大ばかりではやはり良くないですから、工業団地については、低未利用地の有効活用というの、方針に掲げて取組を進めています。以上でございます。

**（松木会長）**

ありがとうございます。この農地の問題につきまして、事前説明時に鈴木緑委員からも、ご指摘があったと聞いております。鈴木委員、ご意見よろしくをお願いいたします。

**（鈴木委員）**

はい。ありがとうございます。私は農業者としてこの地域を見たときに、先ほどお話の中では、この地域が農業地域として、あまり手を加えられてこなかったというコメントを聞きましたが、静岡市を見たときに、平地で農業をやる面積はすごく少ないです。やはり県内の中でも、この平地でこれだけの農地がまとまっているところは、すごく貴重なものだと思っていて、フロンティア推進地域ということでこれから開発するということでもありますけど、農業者からすると、そこで営農していた方もいらっしゃるし、私が知る限りでは、耕作放棄地にならず、割と耕されていたイメージがありましたので、すごく残念だという印象をお伝えさせていただきました。

**（松木会長）**

ありがとうございます。最初に池田先生から、人口減少の中での都市的な拡大ということについての御質問、それから、鈴木委員におかれましては、農業サイドからの見地として優良農地をどうするかという、お話でございました。私も、若干の違和感があるのは、23ページの黄色く囲ったエリアの下側に若干残るエリアがある部分です。24ページを見ましても、粹取りがされているような気がします。つまり、農地が少しだけ残るということに、本来的に一団の土地利用計画を検討しようということだと思いますが、ここを敢えてフロンティア推進区域としないで、農地として残したことについて、事務局の方で回答をお願いします。

**（事務局）**

このフロンティア推進区域は、東名が図示されていると思いますが、その上の北側も委員御指摘の下側に若干残るエリアも推進区域として一体的に指定しています。順次開発を進めており、東名の上の北側は、すでに工事に着手して一部完成しています。続いて、第二期工事として今回の審議案件となるところを開発していくこととなります。以上です。

**（松木会長）**

よろしいでしょうか池田委員と鈴木委員。はい。

**(鈴木委員)**

了解いたしました。ありがとうございます。

**(松木会長)**

ありがとうございます。その他に御意見ありますでしょうか。

それでは、私の方から御指名させていただきたいのですが、都市的な開発の計画がなくなったので森林に戻す計画を出している一方で、太陽光パネルで森林が減っていくことについて、疑問をお持ちの加藤委員からお話をいただけますでしょうか。

**(加藤委員)**

加藤と申します。事前説明の際に、質問を挙げさせていただいたのですが、特に、施設の開発が行われるのは、法に則っていて問題ないことを前提としつつですが、いろいろなルールとか措置があるということですが、撤去して更地に戻しておしまいということではなくて、また森林として活用していく必要もあるのではないかと、ただ長く更地になってしまうことで自然災害の被害を誘発してしまうことにならないのかという質問をさせていただきました。

**(松木会長)**

ありがとうございます。似た御質問が、窪田委員からも提示されています。窪田委員から何かご意見がございましたらちょうだいしたいと思います。

**(窪田委員)**

先ほどから発言があるように、太陽光パネルが多く開発なされておりますが、この山間部の森林の縮小が、災害等で平地で生活している住民がいる地域へ影響することが心配だと思い質問をさせていただきました。

**(松木会長)**

ありがとうございます。それでは、太陽光パネルの関係について、事務局から説明をいただけますでしょうか。

**(池田委員)**

すいません。私もこれに関連して1点よろしいでしょうか。

**(松木会長)**

はい、お願いします。

**(池田委員)**

太陽光パネルで気になったのですが、今の話に出た、廃止後に原状回復を課することができるのかということでは、林野庁も、森林法でそれができるかということ、そこの区域から削除されると制約を課することはなかなかできないですね。

唯一あるとすれば、一時的に供する場合は、原状回復というものの措置を講じるものとなっているか審査をすることができるのかということですので、それならできるのだけれど、一時的ではなくて、長期にやるということをやると、県の基準では、太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可審査基準及び一般的事項の運用細則に則って、第2の(1)で、事業終了後の土地利用計画が立てられており、太陽光発電事業終了後に開発区域について現状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、何かあるんです。では、その計画が立てられていない場合はどうなるのかという話ですけれど、その担保が取れないと、これだけブームのように太陽光発電がどんどん設置されて、数10年経った

後に、本当に大丈夫なのかということが危惧されている。というのは、会社自体も未来永劫あるわけではなく、倒産する場合もあるわけで、或いはその間に、自然災害も起こって、地形自体も改変されてしまうこともあるかもしれない。危険な状態になった時に、是正措置をやりなさいと言っても、もう会社ありませんという話になった時に、一体誰がどうするのかというところのセーフティーネットがあるのかということ、長期的なリスクマネジメントの視点からすると、しっかりと考えておかないといけないというのが一つあります。以上です。

#### **（松木会長）**

その他に、ご意見ありますでしょうか。

それでは、この地球規模でのテーマ、カーボンニュートラルという流れで再生可能エネルギーがある意味国策として進んでいる一方で、その寿命が尽きた後の管理者不在のリスクについて、おそらく制度的には整っていないのかなど。

例えば、家電リサイクル法というのができて、製造した時、販売する時に将来的なことを仕込んでおいたという仕組みになっています。

こうしたことについて委員の中に、県議会の河原崎委員がいらっしゃいますので、メガソーラーと森林の計画的な利用といった問題について、県議会議員の立場を踏まえた上で結構でございますので、話せる範囲で、御意見をいただけますでしょうか。

#### **（河原崎委員）**

私も決して詳しい方ではないですが、島田市や川根本町の大井川沿いのところに太陽光パネルの設置がだいぶ増えてきました。

茶畑の耕作放棄地等も増えておりますので、そういうところが太陽光パネルの設置場所になります。また、最近では、抹茶を作るのに、太陽光を下げるという一つのやり方もあり、上は太陽光パネルにして、下に茶畑というところもあります。

先ほど、会長からも話があった通り、カーボンニュートラルの話で進めていくべき一つの方向性があると思いますが、一方では、景観の問題や、場所によっては崖地が崩れやすくなる問題もあるのではないかと聞いております。そういうところも含めて作った後のメンテナンスや終了後の責任についての制度上の手当というものも当然必要になってくるのではないかと考えて話を伺ったところです。

今調べているわけではないものですから、これ以上のことは申し上げられませんが、今後の一つの課題として、私も認識してまいりたいと思っております。以上です。

#### **（松木会長）**

ありがとうございました。それでは事務局で説明がありましたらお願いいたします。

#### **（事務局）**

太陽光発電につきましては昨年の審議会の中で、太陽光発電施設の導入と適切な土地利用を報告させていただきました。現在の導入状況ですけれども、売電単価が下がっているため、以前に比べて導入が少なくなっております。また、撤去につきましては、FIT法の中で積み立てていくというのが義務づけになっていますので、撤去までは法的に守られている状況です。その後の原状回復森林の植林といったところについては、FIT法で位置付けられないので、そういった課題があると考えております。

#### **（事務局:森林保全課）**

森林保全課長の宮崎と申します。森林法につきましては、基本的には申請を受けて開発行為が終わった段階で、法的な制約は切れます。ですから、太陽光を運転して撤去までは基本的に許可条件等の条件としてはつけられないということです。

しかしながら一昨年、メガソーラーの関係でいろいろな課題が出てきている中で、国がその審査基準に関わる技術的助言を見直しまして、県もそれを加味して、行政指導の中で、先ず、撤去をした後の土地の利用について森林に戻す意向があるかどうか、あるならしっかりとそれを実行するように、契約等を結ぶ指導することとしています。

それともう1点は、許可条件の中で、これも行政指導のお願いの範囲ですけれども、撤去について、その跡地利用について、条件をつけられるところはつけていこうという取組を進めているところ です。

#### **(松木会長)**

ありがとうございます。事務局からの説明は以上でございますが、皆さんよろしいでしょうか。質問等ありましたら挙手願います。池田浩敬委員、お願いいたします。

#### **(池田浩敬委員)**

原則は今の説明で納得していますけれども、森林法の話は国に言ってくれと言われると思うのですが、今の話のように「お願い」でしかなかなかできない。私もこの国の太陽光発電施設の計画・設置を目的とした開発行為の許可審査基準及び一般的事項の運用細則に則ってやっているというのは、申し上げたんですが、それでも少し限界があると。少し荒唐無稽な話になりますが、定期借地権みたいに一定期限の許可のようなものだから、原則は一時的な利用であって、終わったら現状回復するというのが基本になっていて、ただし更新は可能ですよということになっていかないと、なかなか難しいのではないかとというのが1点です。

それともう一つは、期間内に会社が倒産して、誰もいなくなって、誰も何もしなくなったという時にどうするのかという話です。一つ参考になるのは、環境分野でのアメリカのスーパーファンド法です。土壤汚染した場合に、もう会社がなくなると綺麗に戻せという時に、スーパーファンド法の基金で、要するに（化学物質を）開発する化学薬品メーカーがお金を貯めていて、誰もいなくなると基金から原状回復するというセーフティネットのようなものもないと、長期的なリスクマネージメントの体制は、やはり必要ではないかと思えます。以上です。

#### **(松木会長)**

ありがとうございました。貴重なご提案ということでよろしいでしょうか。その他、ご質問がございましたらお願いいたします。初澤委員お願いいたします。

#### **(初澤委員)**

整理番号14番に、開発目的が土砂の採石及び農地造成とありますが、おそらくこの辺りは農業の継承者の減少とか耕作放棄地というのがすごく進んでいる地域です。手続きは全て終わっていることから、これをどうするという問題ではないのですが、これを許可する時に、森林を減少させて、今耕作をする目的のない農地に変更をする形は、どういう事でこれが許可をされたのかを、その過程が分からないものですから、こういう申請でこのようにして農地にしたのですよということを、お聞かせください。

#### **(松木会長)**

貴重なご意見ありがとうございます。事務局から、ご回答いただけますでしょうか。

#### **(事務局)**

この案件は、県の許可ではなくて浜松市の許可案件ですので、詳細については把握しておりません。

#### **(初澤委員)**

これは、浜松市の林地開発許可案件で、審議をするのは県の土地利用審議会で行うわけですか。

**(事務局)**

今回は国土利用計画の審議会で、この森林地域から外すということです。林地開発許可自体は浜松市に権限があり、その許可は浜松市で行っています。

**(初澤委員)**

分かりました。この質問は浜松市にするとということになるのですね。

**(事務局)**

こちらの方で今把握できてないので申し訳ございません。

**(初澤委員)**

了解しました。ありがとうございます。

**(松木会長)**

この件につきましては、県から市に確認して、その後全委員に対して報告するというところでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

一旦ここで審議事項が終わりましたので、この審議事項について了承をえたいと存じます。先ほどの1件について宿題はありますが、県の審議会としては了承ということで、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは本件につきまして審議会としては「意見なし」とします。

先ほどの浜松市の件につきましては、後程、県から報告をすると御理解いただければと思います。

**(松木会長)**

それでは、議事事項としては以上でございます。次は報告事項となります。事務局から説明をお願いします。

**(事務局)**

それでは、令和3年度の「森林地域の縮小に係る林地開発許可案件」について御報告いたします。資料2-1が案件を一覧として整理した資料で、今回は4件ございます。本案件は、今回、土地利用基本計画図の変更を行うものではありませんが、先ほどご説明したとおり、今後、林地開発が適正に完了した段階で、審議事項として計画図の変更を行う予定になりますので、林地開発の許可がされた段階で報告をさせていただくものでございます。

林地開発許可については、森林法の要件である「水害の防止」、「災害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について審査基準に基づき審査を行うとともに、森林審議会や地元自治体の意見を聴取し、これらを踏まえた適正な処分を行っているところでございます。また、林地開発許可後についても、申請図書及び許可条件に則して事業が適正に実施されるよう事業者に対して、適時・適切な指導を実施しているところでございます。それでは、個別案件の概要について、資料2-2により、ご説明します。

まず、整理番号1は、静岡市の案件で、土砂の採掘と工場・事業場の整備に関するものです。

左下が位置図になります。森林地域、都市地域、農業地域が重複する地域です。本案件は、JR用宗駅から北西に約3.5kmに位置する国道1号沿いの静岡市駿河区丸子において、ヨシコン株式会社が事業主体となって、土砂の採掘を行った後、平場を造成し、工場・事業場として整備を行うものです。なお、本区域では林地開発許可を受け昭和47年から土砂採掘を行っていますが、今回、林地開発面積の拡大、工場・事業場の造成の追加、流域面積拡大に伴う防災施設の拡大の、変更に伴う許可案件で

す。

右上の写真の赤線枠内が事業区域27ヘクタールで、区域内森林は 21ヘクタール、そのうち16ヘクタールが開発され、森林面積の減少となります。

右下の計画平面図のピンク色部分が工場・事業場の用地となります。令和3年2月に県の林地開発許可を受け、令和7年度の事業完了を予定しています。

続いて、整理番号2は、袋井市の案件で、整理番号1と同じく土砂の採掘と工場・事業場の整備に関するものです。

左下が位置図になります。森林地域、都市地域、農業地域が重複する地域です。本案件は、JR袋井駅から南東に約3.8kmに位置する袋井市岡崎地区において、塚本建設株式会社が事業主体となって、土砂を採掘し、その跡地を工場・事業場として造成するものです。採掘した砂利は、袋井市が施工する防潮堤の盛土材料として使用する見込みであります。なお、本区域はふじのくにフロンティア推進区域に指定されており、工業団地として企業誘致を行っている場所であります。

右上の写真の赤線枠内が事業区域5.5ヘクタールで、区域内森林は3.9ヘクタール、そのうち2.7ヘクタールが開発され、森林面積の減少となります。

右下の計画平面図のピンク色部分が工場・事業場の用地となります。令和2年5月に県の林地開発許可を受け、令和6年度の事業完了を予定しています。

続いて、整理番号3は、下田市の案件で、太陽光発電施設の整備に関するものです。

左下が位置図になります。森林地域のみで重複がない地域です。本案件は、伊豆急下田駅から北西に約3kmに位置する下田市大沢において、合同会社ダイナミックソーラー下田大沢発電所が事業主体となって、太陽光発電施設の整備を行うものです。

右上の写真の赤線枠内が事業区域4.2ヘクタールで、区域内森林は 3.4ヘクタール、そのうち約1.8ヘクタールが開発され、森林面積の減少となります。

右下の計画平面図の赤線枠内が太陽光パネルの用地となります。令和3年1月に県の林地開発許可を受け、令和4年度中の事業完了を予定しています。なお、本件の開発行為に係る森林の隣接地には最終処分場があり、平成の初めに廃棄物が過剰搬入されました。その後、撤去されましたが、その周囲を含めて一部が残っていることから、地元住民から、防災上心配である旨の声が寄せられているところです。今回の林地開発許可では、その際に設置された水路を補修して使用する計画となっています。県の森林法開発許可所管部局といたしましては、本件申請について、森林法の要件に適合していると判断し、これを許可したところではありますが、今後も申請図書及び許可条件にのっとり事業が適正に実施されるよう事業者を指導してまいります。

続いて、整理番号4は、御殿場市の案件で、老人ホーム・職員寮の整備に関するものです。

左下が位置図になります。森林地域、都市地域、農業地域が重複する地域です。本案件は、JR御殿場線南御殿場駅から西に約4.8kmに位置する御殿場市川島地区において、社会福祉法人博友会が事業主体となって、特別養護老人ホームと職員寮を建設するものです。

右上の写真の赤線枠内が事業区域2ヘクタールで、区域内森林は1.6ヘクタール、そのうち1.1ヘクタールが開発され、森林面積の減少となります。

右下の計画平面図のピンク色部分が施設用地となります。令和3年7月に県の林地開発許可を受け、令和3年度中の事業完了を予定しています。

林地開発許可に関する報告事項については、以上でございます。

#### **(松木会長)**

ありがとうございます。ご質問・ご意見等があればお願いいたします。

それでは、この国土利用計画審議会の開催年度が令和3年度ですが、熱海であのような土砂災害が

発生しています。熱海の案件と若干の関連性のある質問を川井委員からいただいていたようです。盛土に関する規制等について、川井委員から発言をいただけますでしょうか。

#### **(川井委員)**

県バス協会の川井でございます。どうぞよろしくお願いたします。思いつきのような形でその場で質問をしたところもありまして、確固たる根拠があるわけでもないのですけれども、こういった様々な許可を与えた後の行政のフォローに関して、世論が非常に鋭い目を向けてきた年ではなかったのかという気がします。

先ほどの県の話にもありましたけれども、許可を出した後にどうやってフォローするかというところを、各担当セクションでやられているのでしょうか、それはどうでしょうかということ、その時申し上げています。

#### **(松木会長)**

ありがとうございます。行政のトップである長泉町長の池田委員に、何かこれに関連してご意見がありましたらいただきたいのですが、いかがでしょうか。

#### **(池田修委員)**

先ほどのソーラーパネルの話もそうですけれども、まさにいろいろな土地利用がされる中で、基本的な部分として、皆さんの懸念がまさに今年と去年高まったと思っております、非常に重要なことだと思っております。

基本的には、このような計画の策定の段階で大きな方向性であったり、法整備の必要性であったりというものを共有していかなければならない話です、それが個々の自治体、個々の案件になった時に、どう対応していくかという議論だと思います。ですので、どうしましょうという話はなかなかできないのですが、いろいろな機会をとらえて、皆で情報共有をしながら対応していく必要性を私も改めて感じているところであります。

#### **(松木会長)**

ありがとうございます。都市計画や土地利用に造詣が深い川口先生から何かコメントありましたらいただけますでしょうか。

#### **(川口委員)**

長くこの委員会をやらせていただいている、太陽光パネルの議論というのは、実は、随分前から議論が重ねられてきました。ただ、エネルギー問題の中で、トレードオフの状況がある中で、こうした開発を県民としてどうとらえるのかというところを、問われていると思います。

ただ、あまり意識されてこなかったのが、今回の審議会でも、私は昔意見言ったときならなかなか応援もなかった中で、応援的な同じような考えを持っていらっしゃる方が、今回は非常に多いと思っています。

そういう意味で私は以前、太陽光パネルが、ある種のエネルギーを作る恒常的な側面があるならば、工場の立地を考えたときに適正な場所へ誘導ができないのかという意見を差上げたことがあります。

本当に真摯に調べていただいて、現行法では非常に難しいということも、この会議で御説明をいただいた経緯もある中でも、やはり今後考えていく時に、エネルギー問題とともに、両方に悪い影響がない方策は何なのかというところを、国土利用法ではなかなか難しいと感じています。大局的すぎて、具体的に何もできないところが非常にジレンマがある中で、ただ、その結果としての過程を全部落として大局的に見る中で、おかしいと思うところについては、率直に意見を上げていくことが、とても大切だと思います。今回は、皆さんから非常に多くの御意見が出る審議会となり、そのように感じています。

ただ、もう1点、私が気になる案件は、採石場の跡地利用についてです。原状復帰という話がある中で、事後にいろいろ変更が加えられて実は太陽光パネルが設置されたり、今回の場合は工場の事業場が拡大されたりという中で、若干気になっているのは、もともと採石場として開発し、森林が減少する事業が行われた時に、当初計画はどのような形でこういう事業者は、今後のことについて提示をされているのかを教えていただければと思います。

**(松木会長)**

貴重な意見をありがとうございます。事務局から回答をお願いします。

**(事務局)**

森林保全課長の宮崎です。採石関係の林地開発の申請を出す事業者は、初めから農地にする場合もありますけれども、基本的には森林に戻すという申請をされています。途中で、また何かの事情によって変更する時は、採石法の基準ではなく、工場や農地に適合する基準で許可申請を出すという段取りになっています。

**(松木会長)**

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

**(川口委員)**

感想ですけど、事業が進んでいくと、ある日、土地利用の方針ががらっと転換されるという経過があるのは、なかなか分かりにくいところがあるので、こうしたところへの目くばせも、今後していく必要があるのではないのかなと感じております。感想です。

**(松木会長)**

ありがとうございました。池田委員お願いします。

**(池田浩敬委員)**

たびたびすいません。今の林地開発についてですけど、少し視点を変えてみると、建築確認申請もそうですけど、図面でしっかりと確認していいよというのを出しても、結局その通り作られているかという点で非常に問題になった時期もあって、完了検査だけではなくて中間検査も義務づけられて云々というのが出てきたと思います。この林地開発許可も、許可を出した後にその通り作られているかという現場での管理が非常に重要で、先ほど出た熱海の事例の時にですね、実はドローン技術とか地盤のデジタルデータ化については、静岡県はすごく予算を取って先進的に進めています。ですので、そういう論議とかそのデジタルデータ化技術を使って、本当に許可した通りの内容でやっているのかということをしつかりと管理していくことが、その後の安全性の確保に非常に重要です。静岡県はその部分ですごく進んでいるので、うまく活用していただければと思っています。以上です。

**(松木会長)**

ありがとうございます。それでは、報告事項はこれもちまして、終了とさせていただきます。それでは次の議題に入りますが、終了は4時半を予定していましたが5時頃になってしまいそうです。恐縮ですけども、御協力の方よろしくお願ひいたします。それでは事務局から説明をお願いします。

**(事務局)**

資料3をご覧ください。静岡県国土利用計画の進捗状況について御説明をいたします。

本年度は概ね10年を期間とする県国土利用計画の中間年にあたるものですから、その進捗状況についてご報告をいたします。



1、県土を取り巻く情勢の変化と課題についての1-1をご覧ください人口減少の進展について国勢調査では、本県の人口ピークは2005年となっております。一方で世帯数は2020年から2025年にピークを迎えると推定されております。人口構成の変化を見ますと、少子化が進行する中で生産年齢人口が減少し、高齢化が進行する推計となっております。

1-2をご覧ください。これは将来の人口減少率を1平方キロメートルメッシュ単位で表した地図でございます。2010年と2050年の対比で、グレーのメッシュは居住者がいなくなる箇所、水色のメッシュが50%以上居住者が減少する箇所でございます。合わせて2050年には、全体の45.4%のメッシュで居住者が半分以下になるという推計でございます。

1-3をご覧ください。風水害の激甚化と巨大地震の懸念についてです。近年、豪雨災害が激甚化頻発化し2019年の津波以外の水害被害額が、統計開始以来の最大値を更新している状況でございます。南海トラフ地震につきましては、30年以内の発生確率が、70から80%とされております。また本県の都市計画区域用途地域内で震度6弱以上が想定される面積が9割に達しているという状況です。

1-4をご覧ください。本県経済の動向についてでございます。近年、経済雇用環境の悪化から回復基調にあったところでございますが、新型コロナウイルスの感染症が幅広い業種に影響を与えている状況です。本県では、市町と連携して企業誘致に取り組んでおり、今後も開発のための土地需要は、一定程度見込まれると想定しております。交通物流ネットワークの充実につきましては、新東名高速道路の整備、南北軸の中部横断自動車道等の整備が進んでいるほか、清水港及び富士山静岡空港の機能強化も図られている状況です。

1-5をご覧ください。世界に誇る地域資源として、世界文化遺産の富士山、南アルプスユネスコエコパークなど、自然環境や景観を良好な状態で保全し、広域的な観光資源として活用していくことが求められていることを述べております。自然環境の保全につきましては、自然地域が持つ生態系ネットワークの保全や二酸化炭素の吸収源という機能を持続させていく必要があります。

次に県土利用の基本方針についてです。2-1、静岡県国土利用計画では、県道を取り巻く情勢の変化と課題を踏まえまして、県土利用の方針を定めております。一つ目が、日本一の安全安心を実現する県土利用、二つ目が、将来に向け持続的成長を確保する県土利用、三つ目が憧れを呼ぶ、美しさと品格を備えた県土利用でございまして、それぞれの方針に基づいて、地域類型別の基本方針を掲げております。

次に3、県土の利用区分ごとの規模の目標と現状値でございます。

3-1が一覧表で、国土利用計画では、2014年を基準年、2026年を目標年度として、利用分ごとの規模の目標を定めております。現在の状況が右側の網掛けの列に記載しております。以下、区分ごとに説明いたします。

3-2は農地の目標と現状値でございます。農地は面積が大きく減少する趨勢の中で減少を抑制し、令和8年に666平方キロメートルを確保する目標としております。令和2年の実績は629平方キロメートルと目標を下回る規模で推移してございまして、これをピンクの線で表しております。これは作付面積の統計値であります。平成26年度685平方キロメートルから、荒廃農地化した面積及び転用面積を引いた緑色の実態値は、減少幅はピンク色の線よりは抑えられておりますが、ピンク色の線と緑色線との差は、農地ではあるが、作付けがされていない保全管理農地でございます。こうした作付面積等の減少は、農業者の高齢化、後継者不足、不利な耕作条件等により荒廃農地や保全管理農地が増加したことが原因と考えております。

3-3をご覧ください。森林は、開発によって減少する趨勢である中で、減少を抑制し、令和8年に4,975平方キロメートルを維持する目標としております。令和2年の実績は4,961平方キロメートルで若干の減少で推移しており、工場事業場等への開発が一定量発生していることでこのような数字となっております。

3-4をご覧ください。住宅地の規模の目標と現状値です。住宅地は、人口や世帯数の増加に伴いまして、これまで増加傾向で推移してきました。本計画では、人口減少局面への変化を踏まえて、基準値と同規模に抑制する目標としております。令和2年の実績は379平方キロメートルと、増加傾向

で推移しております。人口減少下ではありますが、単独世帯が増加していることや、新築住宅の購入割合が継続して高いことが原因と考えております。

3-5をご覧ください。工業用地の規模の目標と現状値でございます。工業用地は近年ほぼ一定の面積で推移をしてきております。本計画では、令和8年に70平方キロメートルを確保する目標としておりますが、令和2年の実績は65平方キロメートルと目標値より低く推移しております。現状分析としましては、県が推進しているふじのくにのフロンティアを拓く取組における工業用地の整備の進捗の若干の遅れが原因としておりますので、その早期完了を目指して取り組んでまいります。

3-6をご覧ください。その他の宅地は宅地全体から住宅地と工業用地を引いた残りの面積でありまして、主に商業用地、流通業用地、あるいは官公庁用地が含まれているところでございます。ここ15年程度の統計では若干の減少傾向で推移しております。本計画では、令和8年に194平方キロメートルを維持する目標ですが、令和2年度実績は192平方キロメートルと目標値より若干減少傾向で推移しております。現状分析としましては、商店街の衰退等により他の用途への転換が進んでいるということで商業用地が減少していることが原因と考えています。

次に4、規模の目標の達成に向けた取組の概要をご覧ください。

4-1 土地利用転換の適正化でございます。開発の規制等関係法令を適切に運用して、区分ごとの面積の確保を図っていくということでございます。

4-2 日本一の安全安心を実現する県土利用に向けて、静岡モデル防潮堤の整備に取り組み、津波対策施設の整備率は、令和3年度末で54%となる見込みとなっております。流域治水の推進については、県下14地区において、流域治水の考えを取り入れた水災害対策プランを策定しております。

4-3、盛土等に係る必要な規制の実施につきましては、熱海市伊豆山の土石流災害を受け、一定規模以上の盛土等の許可制度を定める新たな条例を制定することとしております。

4-4をご覧ください。将来に向け、持続的成長を確保する県土利用に向けた取組です。都市計画区域マスタープランにおきまして、集約連携型都市構造を目指すことを、すべての都市計画区域に記載しております。また、県内の各市町においても都市機能や居住の適切な配置に向けた立地適正化計画の策定が進んでいるところであります。

4-5をご覧ください。快適な住環境の整備につきましては、豊かな暮らし空間創生住宅の認定を進めております。下段の空き家対策の推進につきましては、増加傾向にある空き家の解消と発生の抑制、空き家の利活用の促進等に取り組む、市町においても空き家対策の取組を進めているところでございます。

4-6をご覧ください。優良農地の整備と高度利用については、耕作の機械化が可能な園地の拡大。それから、裏作が可能な水田を確保し、野菜等の生産を拡大する取組を進めております。下段の荒廃農地の対策については、担い手への農地集積により荒廃農地の発生防止と再生する取組を進めております。

4-7をご覧ください。企業誘致の推進については、本県は企業の立地件数、立地面積、いずれも上位にあり、近年も多くの企業の進出を受け入れております。今後も計画的に事業用地を確保し、雇用の創出と経済を活性化する企業の誘致に取り組んでまいります。

4-8をご覧ください。ここからは憧れを呼ぶ美しさと品格を備えた県土利用に向けた取組でございます。ふじのくに景観形成計画におきまして、七つの広域景観を設定し、市町との連携による広域景観の形成などの取組を進めております。

4-9をご覧ください。森林の有する多面的機能の発揮につきましては、森づくり県民税を財源に森の力再生事業を実施し、第二期事業では令和7年度までに11,200ヘクタールの森林を整備する計画としております。右側、農山村の地域資源の保全と活用につきましては、水路、農道等の管理の下支えや地域資源の質的向上を図るふじのくに美農里プロジェクトや、静岡未来の森サポーター制度による里地里山の保全活動を推進しております。

4-10、計画の複合的かつ効果的な推進でございます。ふじのくにのフロンティアを拓く取組では、安全安心で魅力ある県土の実現を目指し、これまでに、新たな産業の雇用の創出やゆとりある住環境などを県内全35市町に、74の推進区域を創出してあります。また、推進区域等の多拠点間の機能

を連携する推進エリアを展開し、現在18市町11エリアで、地域づくりに取り組んでおります。

4-11をご覧ください。ふじのくにのフロンティアを拓く取組においては、脱炭素など社会環境の変化を踏まえ、2022年度から県内四つの圏域で地域循環共生圏の形成を目指す取組を推進してまいります。

駆け足でおそれ入ります、資料3の説明は以上です。

### （松木会長）

ありがとうございます。恐縮ですけれども、このまま資料4も併せて説明をお願いいたします。

### （事務局）

資料4をご覧ください。次期、静岡県国土利用計画の策定に向けてという資料でございます。各スライドの右下に振ってある番号でご説明します。

3ページをご覧ください。次期、計画策定に向けてのスケジュールでございますが、まず国の動きを説明いたします。新たな国土形成計画の構想となる国土の長期展望が、令和3年6月に公表されまして、これを受けて令和3年9月から国土審議会計画部会で検討が行われております。新たな国土形成計画は、令和4年6月ごろを目途に中間取りまとめを行い、1年程度かけて令和5年の夏ごろの閣議決定を目指していると伺っております。国土利用計画の全国計画につきましては、国土形成計画の中間取りまとめ頃に骨子が示され、国土形成計画と同時に閣議決定されると想定をしております。

県の国土利用計画につきましては、国の計画を踏まえて、令和5年度に基本方針を本審議会にお諮りし、令和6年に骨子、素案、最終案についてご審議いただきまして、令和7年3月頃の公表を目指して進めたいと考えております。

次のページ、国土の長期展望についてです。国土の長期展望は2050年を見据えた今後の国土づくりの方向性をまとめたもので、これは国の新たな国土形成計画に繋がる構想でございますが、いずれ、本県の国土利用計画にもこういった要素を盛り込んでいく必要があると想定をしておりますので、ご説明します。

6ページでございます。課題認識の四角で囲ってある部分ですけれども、デジタル世界の到来が、地理的条件で不利な地方の再生の好機であるという認識のもと、デジタルを前提とした国土の再構築が必要としております。下段の方の国土づくりの三つの視点は、ローカル、グローバル、ネットワークとし、今後これらに基づいて速やかに国土計画を検討すべきと、提言されております。

次の7ページからは、その三つの視点ごとの内容でございます。ローカルの視点につきましては、丸の二つ目にあります。住民の暮らしや行動の範囲である地域生活圏に着目しています。左側の枠組みですが、地域生活圏の範囲の目安としてこれまでは人口30万人前後としていましたが、デジタル技術を活用し、人口10万人前後の範囲で地域生活圏を形成していくべきという提言でございます。

右側の枠組みが地域生活圏での取組です。デジタルとリアルが融合する地域生活圏の形成として、デジタル技術の暮らしへの実装と、良好な地域経済循環、分散型エネルギーの構築など、安心して暮らしていくことが可能な地域を形成していくべきという提言です。

少し飛ばしまして、11ページをご覧ください。三つの視点のうちグローバルの視点についてでございます。課題背景として、進展するアジアダイナミズム等に対応した稼ぐ力の必要性や、成長率が低迷する東京都の大都市の再生を挙げまして、新時代に対応した産業構造への転換や、大都市のリノベーションが必要という提言を受けております。

次の12ページはネットワークの視点でございます。左側情報通信ネットワークの強化につきましては、背景課題の三つ目として、ハード面に比べて行政、教育、産業等のソフト面におけるデジタル技術の活用の遅れを取り戻すことが重要と、提言をされております。

右側の交通ネットワークの充実につきましては、中段にありますとおり、ローカル、グローバルの各段階における交通ネットワークの充実が必要という提言です。

次の13ページをご覧ください。左側の人口減少に応じた国土の適正管理につきましては、後ほどご

説明いたします。右側では防災減災国土強靱化等の取組推進について提言をされております。

次の14ページをご覧ください。左側のカーボンニュートラルの実現に向けた取組では、下の欄の二つ目、分散型エネルギーシステムの形成、あるいは四つ目の営農型太陽光発電、木質バイオマス発電の導入が提言されております。

右側の真の豊かさの実現に向けた共生社会の構築につきましては、赤枠に記載のとおり、多様な人材の確保育成、テレワークや二地域居住などの自由度の高い社会の実現、関係人口やNPOなど様々な主体による取組の推進が必要という提言でございます。

国土の長期展望については以上です。

続きまして、国土の管理構想についてでございます。

飛ばしまして19ページをご覧ください。国土の管理構想とは、というところにありますとおり、人口減少下における国土の適切な管理のあり方を構築し、それを実施していくための実行計画であって国レベルの管理構想となるものとしております。(2) 計画体系、国土利用計画との関係では、国、都道府県、市町村、地域の各レベルにおいて管理構想を策定するものとしております。国は、その下に書いてあるところでございますけれども、国土全体の管理のあり方及び各レベルにおける管理構想の策定方法を示します。県は県の全体の管理のあり方を示し、市町村への課題や視点の提示と、広域調整について整理をします。市町村は市町村管理構想を地図化します。最後、地域は、住民自らが地域管理構想図を作り行動計画を示すとしております。

飛びまして23ページをご覧ください。都道府県の管理構想の策定についてご説明します。一番上の枠の計画体系等といたしまして、国土利用計画の都道府県計画に位置付け、概ね10年の計画期間等で定めるとしてしております。その下の記載事項につきましては、県土に関する現状把握と将来予測を実施し、市町村地域における管理構想の参考になる情報や、広域的流域的な視点から県土の利用管理のあり方を整理するとされております。また、モニタリング見直しでは5年に1回程度更新するということが提言されております。以下の緑色の枠は、市町村及び地域における管理構想の策定について提言をされているものです。

国土の管理構想の説明は以上です。

今後、次期計画の策定に向けまして、引き続き国の情報と動向をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

事務局からは以上です。

### (松木会長)

ありがとうございます。資料3の静岡県の第5次の国土利用計画の進捗状況についてと、その次の第6次の計画に向けた国の方針について、事務局から御説明をいただきました。この件について、御意見がございましたらお願いいたします。それでは、土地問題にお詳しい県不動産鑑定士協会の元会長の佐野委員から御意見をいただけますでしょうか。

### (佐野委員)

不動産の鑑定評価についても、国土利用計画法に基づいて地価調査とかをやっているのですが、全体的に絵に書いた餅でもないのですが、一番の問題はやはり少子高齢化の対策をうまくとっていかないと、どんどん日本全体の生産力から何からすべて減っているわけですよ。

特に、住宅政策も、税制など新築住宅を立てることを推奨するところがある。その反面、中古住宅と空き家の増加で、相反するような政策をしているような気がします。新しい家をどんどん立てると言っている割には、2、3年前までは、中古住宅について活性化を図るという方針でやっていたのですが、去年、一昨年ぐらいから空き家対策をと、一貫性がないというかね。その辺を、やはりもう

少し考えなきゃいけないと思っています。

今、特にこういうコロナ禍で、リモートでいろいろなことが進むようになって、静岡県でもいろいろな技術政策をやっているのですが、なかなか思うようにいかないところがある。だから、インフラの整理とか、特にICT関係のインフラの整備とかが移住に結びつかないところもある。その辺の一貫性を考えたらいいのではないかと考えております。

#### **(松木会長)**

ありがとうございます。資料3の、5ページのところに、本県の都市計画区域の用途地域では、その河川の主洪水浸水想定区域の面積割合が3割を超えているというふうな記載がございます。

これは河川の洪水という表現なっていますが、御承知の通り、リスクというのは土砂災害とか津波とか様々なものがございまして。

こうしたものとどう折り合いをつけるかというのが立地適正化計画の一つのテーマだろうと思うのですが、この立地適正化計画が、資料3の21ページにどのぐらいのところでやっているか、わざわざ外しながら私も下田は、今年度からスタートしておりますが、今日、Webで御出席の長泉町は既に策定し公表なさっている。策定した時に、どのような工夫をされたのかということ、池田委員から話をいただけますでしょうか。

#### **(池田修委員)**

非常に難しい質問だと思うのですが、市町村というのがあって、その中を枠でくくるといって、その枠の上には県があってなのか、県があってそれを分散して市町村があるのか、難しいですけどもね。先ほどの資料3でもいろいろな数字を示して、県が今どの位置にいるかという報告がありました。

では、市町村は現実的な計画策定をする中で、そういう数字を睨んでやれるかということ、それよりも、市町の現状の中で或いはその可能性であったり期待であったりというものを睨みながら、実際には立地適正化計画を作ったのですけれども。

大きな方向ですとか理念だとかは大いに参考にさせていただいてこういう計画を作ってきたのですが、それがですね、町の期待であったり地域の要求であったりというのが、県計画或いは国の大きな方向性で合うかということ、なかなかそこまで睨んだ計画はできない。

ただ、大きな町のどちらかということ考え方や希望、町の描くものを見て作っていったというのが現状です。ですので、今日、県の土地利用計画や国土利用計画という中での話ですけども、市町の現場とすると、それぞれの状況によって作っているのが現実なのかなと思います。

#### **(松木会長)**

貴重な御意見ありがとうございます。少子高齢化・人口減少のトップランナーのような伊豆半島の下田市ですと、やはり都市的なエリアが、実はその土砂災害や津波や河川のレッドゾーンといえる部分が丸ごと入っている中で、逃げ足の遅いお年寄りがどんどん増えていく。こういう社会的な厳しさの中で、国土利用計画がいかにあるべきか、国土利用計画のそのパーツである市町村の計画がいかにあるべきか、県はどうあるべきかという話になろうかと思います。

#### **(川口委員)**

今まさに長泉町長（池田修委員）が発言した内容を聞いたかかったところがあります。「国土の管理構想」を国が作ります。都道府県も作ります。市町村も作ります。資料4の19になりますが、今度は「地域で計画を作ります」という内容になっている中で、これを作っていくときに、どの順番でいくのかなとか。

国から沢のように降りてきた内容をそのまま受けて、県がやるのか。でも、市町村のものだと各地域でボトムアップをしていくという形になっている中で、県計画と市町村計画の、ここはどういう関係になるのかなというのをふと思いました。

地域の計画、地域で、自分たちの土地、土地のあり方について考えることは、とても大変な作業をしていくわけで、その結果として市町村が計画を立てられて、そのボトムアップとトップダウンの調整はどう図られていくのかというところが非常に気になり、長泉町長がおっしゃった内容に非常に近いところになります。途中お時間取っていただきありがとうございます。

#### **(松木会長)**

貴重なご意見ありがとうございます。今の意見について、事務局からお願いいたします。

#### **(事務局)**

国から示されている今の方向ですけれども、国が作って県が作ってそれを参考に市町村が、地域が作ることになっていきますけれども、一番重要なのはやはり、「地域」の管理構想だと思いますので、その辺の課題を把握した上で、県の計画にも反映していくことが必要と考えております。

#### **(松木委員)**

ありがとうございます。私も自治体の立場から申し上げますと、やはり全体的な計画或いは広域的な計画と、それから個別計画或いは地域的な計画は、恐らく、行ったり来たりということでしょうか。どっちが先というよりは、お互いに計画を調整し合いながらフィードバックしていくと、自分としては捉えて進めているところです。

これについて、専門家というよりはむしろ生活者の視点で、県地域女性団体連絡協議会副会長の田村委員からご意見ありましたらお願いいたします。

#### **(田村委員)**

やはり、土地とか空き家とかそういう問題は、自分たちの周りでも、田畑で米を作らなくなった土地が多くなったりとか、後を継ぐ人がいなくてそのまま放置されているとか、自宅も手入れが出来なくて朽ちるまでそのまま置いておくとか、増えてきています。

市町村だけでは対応できないと思っていて、そういうことを専門家としていい方向に。若い人たちがリノベーションで古い家屋を改築して仕事するという人たちはいいと思いますけど、年をとりますと、本当に自分の生活を支えていくだけで大変で、後のことがとてもできないものですから、そういう部分を考えていただけると、本当に助かるのではないかなと思います。

#### **(松木会長)**

貴重な御意見ありがとうございます。似たような観点でも結構です。福祉関係の吉川委員から御意見いただけますでしょうか。

#### **(吉川委員)**

このように許可がおりて開発されているということ、この会議に出初めてうっすら理解をしているというのが現状ですけれども、感想として、一般市民の立場からすると、そんなにソーラーシステムは必要なのとかと、人口減少と言われていながらこんなに開発する必要があるのかなという素人からの見方ですと、そのように見えてしまいます。

だから、地元にいるとあまりそういう機会に触れることは少ないのですけれども、気がついたら、そういう施設ができていたとか、あそこがなくなっていたとか、ということに出くわすものですから、もう少し皆にわかるような開示の仕方があると、県民や市民の立場から、もう少し理解が深まると思います。

もう1点は、児童福祉に関係する仕事をしていますので、ぜひ、将来、目と鼻の先のことではなく、今生きている子供たちが将来にわたって豊かに生活できるような土地の利用を今の大人が考えてあげられたらなという、素朴な感想でございます。

### (松木会長)

貴重な御意見ありがとうございました。生活の森清水代表の剣持委員から御意見いただけますでしょうか。

### (剣持委員)

何年も審議会に出させていただきまして、ますますこれからの日本や世界がどうなっていくのかということを考えさせていただいております。

事前説明に来ていただき、2050年の人口増減率の図を見せていただいた時に、30年後は、どうなっているのだろうと思いましたが、30年、50年、100年先に静岡県も含め日本であり世界が、本当の意味で豊かになっていて欲しいと改めて願いました。

エネルギー問題や高齢化、人口減少など、この先どうなっていくのかという様々なこともありながら、経済も発展しなくてはいけないと思いますと、今大きな転換期に来ているといいますか、今考えていかないと、この先がどうなるのかと心配になります。

本当に自然環境は、一度壊してしまうとなかなか元に戻ることが難しいと思いますので、私たち大人がしっかり考えて、子供たちに豊かな国といいますか、今ある自然を未来につなげていかなければ、申し訳ないことと思います。

国や県で、本当に大きなことを計画されていますが、やはり一人一人の思いも大切だといつも思います。今、学校もコロナ禍にあり、なかなか時間的に厳しかったり、パソコンや英語の授業なども増え、決められた時間数の中で、環境教育授業などを行なう時間を取ることが、以前よりも難しくなっているように思います。授業や体験を通して感じた、自然の偉大さや不思議さなどの気持ちや生まれ育った地域の事を知ることで、自分のふるさとを大事にしたいと思う気持ちは、地球を大事にしたいという気持ちにつながると思います。

子供たちが、その心を持ちながら大人になってくれば、これからの日本を、地球を良くしていけるのではないかと思います。そして、私たち大人もそのような気持ちを持って、考えていかなければいけないと思います。

### (松木会長)

これまた、貴重な御意見ありがとうございました。今おっしゃったような、その地域での暮らし方を提案されている渡村委員から御意見をいただけますでしょうか。

### (渡村委員)

今まで話を聞いていて、この国土計画は発展とか生活を確保しつつ、かつ自然を守りつつ災害にも対応しながらということ、かなり広範囲な計画で、フォローする分野が広いということを実感しています。

全体を通して、今後、過疎化やまちの集中化が進む中で、防災だとかが大事になるのですが、この国土利用となると、スパンが人間的なものよりも自然の時間の流れといいますか、もっと何世代にわたる長期的な視点が必要と痛感しています。

その中で、テクノロジーやハイテク化でカバーできる部分もありますが、自然保護の部分など、静岡県は森が多いかと思いましたが、原生的な自然地域というのが、図で見ると割と少ないというのを感じました。

今後は、まちに集中化していくことで、中山間部の人が減りますが、そうした里山とか自然そのものが観光の素地といいますか、人が来る素地がそうしたところに多くありますので、豊かな里山を守ることが、まちづくりだとか観光の分野に直結しているという点ではですね、どこもかけてはならないところだと思うのですが、長期的な視点から見て、SDGsなどが注目されている中で、この自然を守っていく、原生林を守っていくという視点を失わずに進めていく必要があると思いました。

そうした視点からすると、最初に出ましたソーラーの話はどちらかというと農業とかまちづくりよりもですね、商売の分野の話なので、そうしたところにはやはり規制をして保全していくことは必要と感じました。

**(松木会長)**

貴重な御意見ありがとうございました。時間がオーバーしてしまいましたことにまずはお詫び申し上げます。今回、審議会で、人口減少下で各種の社会的な活動が縮小してしまっていて、もちろんコロナもさらに輪をかけているのですが、都市はもちろん農業だって事業でみんな縮もうとしていると。こういった社会、そこにさらにデジタルがどういう影響を与えるのか。

Society5.0というので、リアルよりもバーチャルの方が、幅を利かせるようになった、なる時代がもうじき来るとしたら、そうした時代に人間の活動或いはその人間の土地利用はどうなっていくのかということについて、この審議会で真剣な議論を、実は私は挑戦してみたかったですから少し皆さんにいろいろと振ってみたわけでございます。

長い時間をご協力いただきましてありがとうございました。ともすれば形骸化すると言われがちなこうした、国土利用計画ですけれども、今回、委員の皆様が熱い熱心なご議論によりましてさらにまた当局側の真摯な対応によりましてですね、とてもいい審議会だと感じております。それでは以上をもちまして、すべての議事を終了とさせていただきます。進行を事務局にお返しいたします。

**(事務局)**

議事事項につきまして、御審議いただきありがとうございました。  
審議会を閉会するに当たりまして、政策推進担当部長の天野から御挨拶を申し上げます。

**(天野部長)**

委員の皆様におかれましては、静岡県土地利用計画の一部変更につきまして御審議をいただき、また、林地開発許可案件や静岡県国土利用計画の進捗状況につきましても熱心な御議論をいただきました。厚く御礼を申し上げます。今後土地利用を基本計画の変更につきましては、国土交通省及び関係市町の意見聴取を経て決定公表してまいりたいと考えております。

本日は誠にありがとうございました。

**(事務局)**

以上で、すべての議事終了でございます。委員の皆様長時間ありがとうございました。